

改 正 後	改 正 前
<p>（事業内容等）</p> <p>第3 （略）</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第3号の政策目的を達成するための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率は、別表1のとおりとする。</p> <p>なお、別表1の事業メニュー及びその内容の欄の事業メニューを実施するに当たっては、農林水産省消費・安全局長及び農産局長（以下「消費・安全局長等」という。）が別に定めるガイドラインによるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（事業実施計画の提出）</p> <p>第6 交付金の交付を受けようとする者（都道府県知事又は政令指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）<u>及び別表1</u>の地域での食育の推進のうち複数の都道府県において食育活動を取り組む事業実施主体（以下「都道府県域を越えた取組の事業実施主体」という。）（以下<u>これらを</u>「交付事業者」という。)) <u>は、</u>別記様式第1号により、目標値、選択した事業メニュー、事業実施主体、交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成し、以下に掲げる者の求めがあったときは、第7第1項の規定による交付申請書の提出より前に事業実施計画を提出するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）都道府県域を越えた取組の事業実施主体にあつては消費・安全局長</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（申請手続）</p> <p>第7 交付規則第2条の農林水産大臣（以下「大臣」という。）が別に定める申請書類に関する事項は、都道府県知事等は別記様式第2号-1による、都道府県域を越えた取組の事業実施主体は別記様式第2号-2による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする交付事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付申請書を提出しなければならない。</p>	<p>（事業内容等）</p> <p>第3 （略）</p> <p>2 前項第1号、第2号及び第3号の政策目的を達成するための具体的な目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率は、別表1のとおりとする。</p> <p>なお、別表1の事業メニュー及びその内容の欄の事業メニューを実施するに当たっては、農林水産省消費・安全局長及び農産局長（以下「消費・安全局長等」という。）が別に定めるガイドライン <u>（消費・安全対策交付金のうち地域での食育の推進（令和4年度第2次補正予算事業分に限る。）にあつては、消費・安全局長が別に定める通知）</u>によるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（事業実施計画の提出）</p> <p>第6 交付金の交付を受けようとする者（都道府県知事又は政令指定都市の長（以下「都道府県知事等」という。）<u>、別表1</u>の地域での食育の推進のうち複数の都道府県において食育活動を取り組む事業実施主体（以下「都道府県域を越えた取組の事業実施主体」という。）<u>及び別表1の地域での食育の推進のうち広域の取組を行う事業実施主体の交付事業者に掲げる者</u>（以下「<u>広域の取組の事業実施主体</u>」という。）（以下「交付事業者」という。)) <u>のうち、都道府県知事等及び都道府県域を越えた取組の事業実施主体は別記様式第1号により、<u>広域の取組の事業実施主体は別記様式第2号-3の別紙、別添1及び別添2により、</u></u>目標値、選択した事業メニュー、事業実施主体、交付金の要望額その他必要な事項を記載した事業実施計画書を作成し、以下に掲げる者の求めがあったときは、第7第1項の規定による交付申請書の提出より前に事業実施計画を提出するものとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）都道府県域を越えた取組の事業実施主体<u>及び広域の取組の事業実施主体</u>にあつては消費・安全局長</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（申請手続）</p> <p>第7 交付規則第2条の農林水産大臣（以下「大臣」という。）が別に定める申請書類に関する事項は、都道府県知事等は別記様式第2号-1による、都道府県域を越えた取組の事業実施主体は別記様式第2号-2による<u>、<u>広域の取組の事業実施主体は別記様式第2号-3による</u></u>交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする交付事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者（以下「交付決定者」という。）に対し、交付申請書を提出しなければならない。</p>

(1) 都道府県知事等 地方農政局長等

(2) 都道府県域を越えた取組の事業実施主体 大臣

なお、都道府県域を越えた取組の事業実施主体は、都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有しない団体であって消費・安全局長と協議の上、特に認める団体から公募により選定された団体とする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

2 (略)

3 交付金の交付を受けようとする交付事業者は、第1項の交付申請書を提出するに当たって、環境負荷低減のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、都道府県知事等にあつては別記様式第2号-1別添により、都道府県域を越えた取組の事業実施主体にあつては別記様式第2号-2別添により、当該チェックシートを交付決定者に提出しなければならない。

(交付申請書の提出期限)

(1) 都道府県知事等 地方農政局長等

(2) 都道府県域を越えた取組の事業実施主体 大臣

なお、都道府県域を越えた取組の事業実施主体は、都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立学校法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人並びに法人格を有しない団体であって消費・安全局長と協議の上、特に認める団体から公募により選定された団体とする。

(3) 広域の取組の事業実施主体 大臣

なお、広域の取組の事業実施主体は、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、社会福祉法人、国立学校法人、公立大学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人及び法人格を有しない団体であって消費・安全局長と協議の上、特に認める団体から公募により選定された団体とする。広域の取組の事業実施主体は、別表1の地域での食育の推進のうち広域の取組を行う事業実施主体の間接交付事業者に掲げる者（以下「広域の取組の間接交付事業者」という。）になることはできない。

2 広域の取組の間接交付事業者は、広域の取組の事業実施主体が消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施規程を策定した上で、これに基づく公募により選定される。

3 広域の取組の事業実施主体は、広域の取組の間接交付事業者が事業を実施するに当たり、事業実施計画を作成させ、広域の取組の事業実施主体に提出させるものとする。

広域の取組の事業実施主体は、提出された事業実施計画を取りまとめ、審査結果について、別記様式第3号により消費・安全局長に報告することとする。また、広域の取組の間接交付事業者の事業完了後に確定検査を行い、額を確定し、確定額に基づき支払いを行う。

4 (略)

(新設)

(交付申請書の提出期限)

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、毎年度、地方農政局長等（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組にあっては消費・安全局長）が別に通知する日までとする。

（削る。）

（計画変更の承認）

第12 （略）

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を交付決定者（（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組であって、交付決定の内容に変更がない場合は消費・安全局長）以下第3項から第6項において同じ。）に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）～（6）（略）

3・4 （略）

5 第1項の場合において、当該目標値が別表1の1のIの1の(1-1)の(3)の事業メニュー（農用地土壌汚染対策計画の策定）に対応するものである場合であって、当該事業メニューに必要な調査等の実施（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第15条の規定に基づく法律補助）に係る交付金を当該交付金以外の交付金に流用する変更をしようとする場合に該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

6 第1項の場合において、地域での食育の推進の場合であって、次の各号いずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）・（2） （略）

7 （略）

（軽微な変更）

第8 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、毎年度、地方農政局長等（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組及び広域の取組にあっては消費・安全局長）が別に通知する日までとする。

（契約等）

第12 交付事業者（広域の取組の事業実施主体に限る。以下第2項及び第3項において同じ。）は、交付の対象となる事業（以下「交付事業」という。）の一部を第三者に委託する場合は、消費・安全局長にあらかじめ届け出なければならない。

2 交付事業者は、交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、交付事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 交付事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

（計画変更の承認）

第13 （略）

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第5号による変更承認申請書を交付決定者（（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組及び広域の取組であって、交付決定の内容に変更がない場合は消費・安全局長）以下第3項から第6項において同じ。）に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）～（6）（略）

3・4 （略）

5 第1項の場合において、当該目標値が別表1の1のIの1の(1-1)の(3)の事業メニュー（農用地土壌汚染対策計画の策定）に対応するものである場合であって、当該事業メニューに必要な調査等の実施（農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第15条の規定に基づく法律補助）に係る交付金を当該交付金以外の交付金に流用する変更をしようとする場合に該当するときは、あらかじめ別記様式第5号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

6 第1項の場合において、地域での食育の推進の場合であって、次の各号いずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第5号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）・（2） （略）

7 （略）

（軽微な変更）

第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、**第12第2項**、第5項及び第6項の規定により交付決定者の承認が必要となる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第14 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに**別記様式第4号**による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 (略)

(状況報告)

第15 交付事業者は、交付金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、**別記様式第5号**により遂行状況報告書を作成し、翌月の末日までに交付決定者に提出するものとする。ただし、**別記様式第6号**の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 (略)

(概算払)

第16 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、**別記様式第6号**の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 (略)

(実績報告)

第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、**別記様式第7号**のとおりとし、交付事業者は、交付事業が完了したとき（**第12第2項第5号の規定**による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 交付事業者は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに**別記様式第8号**により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 **第7第2項**ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、同ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に

第14 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、**第13第2項**、第5項及び第6項の規定により交付決定者の承認が必要となる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第15 交付事業者は、交付事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は交付事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに**別記様式第6号**による遅延届出書を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

2 (略)

(状況報告)

第16 交付事業者は、交付金の交付決定に係る年度の11月30日現在において、**別記様式第7号**により遂行状況報告書を作成し、翌月の末日までに交付決定者に提出するものとする。ただし、**別記様式第8号**の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

2 (略)

(概算払)

第17 交付事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、**別記様式第8号**の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあつては大臣官房予算課経理調査官、北海道農政事務所及び北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあつては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあつては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 (略)

(実績報告)

第18 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、**別記様式第9号**のとおりとし、交付事業者は、交付事業が完了したとき（**第13第2項第5号**による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 交付事業者は、交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに**別記様式第10号**により作成した年度終了実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

3 **第7第4項**ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、同ただし書に該当した各事業実施主体について当該交付金に

係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 [第7第2項](#)ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を[別記様式第9号](#)の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- [第18](#) 交付決定者は、[第17第1項](#)の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

2・3 （略）

（額の再確定）

- [第19](#) 交付事業者は、[第18第1項](#)の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を[第17第1項の規定](#)に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、[第18第1項の規定](#)に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 [第18第2項](#)及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- [第20](#) 交付決定者は、[第12第2項第5号](#)の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）～（6）（略）

2・3 （略）

- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、[第18第3項](#)の規定（括弧書を除く。）を準用する。

[第21～第23](#) （略）

係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

- 4 [第7第4項](#)ただし書の規定により交付の申請をした交付事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を[別記様式第11号](#)の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、交付金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

（交付金の額の確定等）

- [第19](#) 交付決定者は、[第18第1項](#)の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付事業者に通知するものとする。

2・3 （略）

（額の再確定）

- [第20](#) 交付事業者は、[第19第1項](#)の規定による額の確定通知を受けた後において、交付事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を[第18第1項](#)に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、[第19第1項](#)に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 [第19第2項](#)及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- [第21](#) 交付決定者は、[第13第2項第5号](#)の規定による交付事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第10第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）～（6）（略）

2・3 （略）

- 4 第2項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、[第19第3項](#)の規定（括弧書を除く。）を準用する。

[第22～第24](#) （略）

(交付金の経理)

第24 (略)

2 (略)

3 交付事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第25に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第25 交付事業者は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(削る。)

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

(交付金の経理)

第25 (略)

2 (略)

3 交付事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第12号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(交付金調書)

第26 交付事業者は、当該交付事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第13号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第27 交付事業者は、第7第1項の規定による交付の申請、第11の規定による申請の取下げ、第13第2項、第5項及び第6項の規定による計画変更、第15の規定による事業遅延の届出、第16の規定による状況報告、第17の規定による概算払請求、第18第1項の規定による実績報告、第18第2項の規定による年度終了実績報告、第18第4項の規定による消費税仕入控除税額の確定に伴う報告並びに第23第3項の規定による財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以下「システム」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2 交付事業者は、前項の規定により交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。

3 交付決定者は、第1項の規定により交付申請等が行われた交付事業者に対する通知、承認、指示及び命令については、交付事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。

4 交付事業者が第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う場合は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

(間接交付金交付の際付すべき条件等)

第26 交付事業者は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、第4、第12から第15まで、第17、第19から第21まで及び第23から第25までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2 交付事業者は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第12号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3～8 (略)

(成果の取りまとめ及び事後評価)

第27 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表1の2の食料安全保障確立対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して3か年経過した年度。以下同じ。）の6月末までに、目標ごとの事業の成果について、別記様式第13号に従って成果報告書として取りまとめる。

2・3 (略)

4 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び前項の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別記様式第14号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。

5 都道府県域を越えた取組の事業実施主体は、別記様式第14号に従って成果及び事後評価の結果を、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として消費・安全局長に提出する。

(削る。)

6 前3項による交付事業者における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

7 地方農政局長等（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組にあっては消費・安全局長）以下第9項において同じ。）は、第4項又は第5項により提出された交付事業者の成果報告書に基づき、遅滞なく関係部局で構成する評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の事後評価を実施する。

第28 交付事業者は、間接交付事業者に交付金を交付するときは、第4、第13から第16、第18、第20から第22まで及び第24から第26までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2 交付事業者は、地方公共団体以外の間接交付事業者に交付金を交付するときは、間接交付事業者に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

(1) (略)

(2) 間接交付事業者は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札等に参加しようとする者に対し、別記様式第4号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

3～8 (略)

(成果の取りまとめ及び事後評価)

第29 事業実施主体は、事業を実施した年度の翌年度（別表1の2の食料安全保障確立対策整備交付金にあっては、事業を実施した年度から起算して3か年経過した年度。以下同じ。）の6月末までに、目標ごとの事業の成果について、別記様式第14号に従って成果報告書として取りまとめる。

2・3 (略)

4 都道府県知事等は、事業実施主体ごとの成果報告書及び前項の事後評価の結果を踏まえ都道府県等全体の事後評価を行い、別記様式第15号に従って都道府県等全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として地方農政局長等に提出する。

5 都道府県域を越えた取組の事業実施主体は、別記様式第15号に従って成果及び事後評価の結果を、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として消費・安全局長に提出する。

6 広域の取組の事業実施主体は、広域の取組の間接交付事業者ごとの成果報告書及び第2項の事後評価の結果を踏まえた事後評価を行い、別記様式第15号に従って広域の取組の間接交付事業者全体の成果及び事後評価の結果を取りまとめた上で、事業を実施した年度の翌年度の8月末までに、成果報告書として消費・安全局長に提出する。

7 前4項による交付事業者における事後評価の実施に当たっては、公正性確保の観点から、評価内容の妥当性について学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

8 地方農政局長等（地域での食育の推進のうち都道府県域を越えた取組及び広域の取組にあっては消費・安全局長）以下第10項において同じ。）は、第4項、第5項又は第6項により提出された交付事業者の成果報告書に基づき、遅滞なく関係部局で構成する評価検討委員会を開催し、成果目標の達成度等の事後評価を実施する。

8 (略)

9 地方農政局長等は、第7項の事後評価の結果が低い交付事業者に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

10・11 (略)

12 第9項の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

第28 (略)

9 (略)

10 地方農政局長等は、第8項の事後評価の結果が低い交付事業者に対し、消費・安全局長等が別に定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。

11・12 (略)

13 第10項の措置が講じられた都道府県等においては、当該措置の内容を踏まえて次年度の事業実施計画を作成する。

第30 (略)

改正後							改正前						
別表1 消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率							別表1 消費・安全対策交付金の目的、目標、事業メニュー及びその内容、事業実施主体、経費並びに交付率						
1 食料安全保障確立対策推進交付金							1 食料安全保障確立対策推進交付金						
区分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率	区分	目的	目標	事業メニュー及びその内容	事業実施主体	経費	交付率
I. 食料安全保障確立対策推進交付金	1 農畜水産物の安全性の向上	(1-1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	I. 食料安全保障確立対策推進交付金	1 農畜水産物の安全性の向上	(1-1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(3) 海洋生物毒等の監視の推進	(1) (略) (2) リスク管理体制の整備 <u>海域指定、調査方法等の高度化等による国内リスク管理体制の整備、当該管理体制の見直しを目的とした専門家を招いた都道府県による協議会の開催等を行う。</u>	(略)	(略)	(略)			(3) 海洋生物毒等の監視の推進	(1) (略) (2) リスク管理体制の整備 <u>国内リスク管理措置の策定・普及や輸出に向けた海域指定を目的とした都道府県による協議会を開催する。</u>	(略)	(略)	(略)
		(4) <u>下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進</u>	(1) <u>下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性の確保</u> <u>下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性を確保するため、次の取組を行う。</u> <u>①立入検査の収去品に係る重金属等の有害成分の分析の外部分析機関への委託</u> <u>②立入検査のサンプル収去等に係る研修の受講</u> (2) <u>肥料生産事業者への指導・啓発</u> <u>下水汚泥資源等の未利用資源を用</u>	都道府県	都道府県が本要綱に基づいて行う事業に要する経費	事業費の定額(1/2以内)とする。			(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

			<u>いた肥料の安全性確保及び品質管理に係る肥料生産事業者の意識向上を図るため、肥料生産事業者への安全性確保及び生産工程管理等の品質管理に係る指導・啓発を行う。</u>									
2 伝染性病・病虫害の発生予防・まん延防止	(1)・(2) (略) (3) 病虫害の防除の推進	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業メニュー及びその内容の欄の(1)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 特認団体	(略)	(略)	(略)	(略)
	(4) (略) (削る。)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 一般社団法人 又は一般財団法人 公益社団法人 又は公益財団法人 特認団体 独立行政法人 民間事業者	(略)	(略)	(略)	(略)
2 伝染性病・病虫害の発生予防・まん延防止	(1)・(2) (略) (3) 病虫害の防除の推進	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業メニュー及びその内容の欄の(1)及び(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 特認団体	(略)	(略)	(略)	(略)
	(4) (略) (5) 発生予察及び	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	事業メニュー及びその内容の欄の(2)については、以下のとおりとする。 都道府県 市町村 農業協同組合 農業協同組合中央会 農業協同組合連合会 一般社団法人 又は一般財団法人 公益社団法人 又は公益財団法人 特認団体 独立行政法人 民間事業者	(略)	(略)	(略)	(略)
									(1) <u>スマート害虫モニタリングシステム等</u>	<u>都道府県</u>	<u>都道府県が本要綱に基</u>	<u>事業メニュー及びその</u>

			<p>(1) (略) (削る。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 共食の場における食育活動 地域における共食のニーズを把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業</p>	<p>(1) 都道府県を通じた取組 都道府県市町村 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、<u>社会福祉法人、国立大学法人、公立大</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県域を越えた取組 左欄に規定する事業実施主体が本要綱に基づいて行う事業に要する経費のうち消費・安全局長が別に定めるもの</p>			<p><u>3-1</u> 地域での食育の推進</p>	<p>侵入調査の強化に資する機器の整備</p>	<p>の整備 発生予察事業又は侵入調査事業に使用され、同事業の迅速化、精緻化及び省力化に資するスマート害虫モニタリングシステム等の機器を整備する。また、その整備に係り、過去のデータとの比較に必要となる実証を行う。</p> <p>(2) 病害虫の調査用ドローン等の整備 発生予察事業又は侵入調査事業に使用され、同事業の迅速化、精緻化及び省力化に資するとともに、同事業以外でも使用が見込まれる、病害虫の調査用ドローン等の機器を整備する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>課題解決に向けたシンポジウム等の開催</u> <u>第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げられた課題の解決及び目標達成に資するテーマに基づくシンポジウム、交流会、展示会等を開催する。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) 共食の場における食育活動 地域における共食のニーズを把握し、共食の場において食材を提供する地域の農林漁業</p>	<p>(1) 都道府県を通じた取組 都道府県市町村 民間団体等（農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法</p>	<p>づいて行う事業に要する経費</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 都道府県域を越えた取組 左欄に規定する事業実施主体（<u>交付事業者を除く。</u>）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を<u>交付事業者が交付する経費</u>のうち消費・安全局長が別に定めるもの</p>	<p>内容の欄の(1)に要する経費は定額(10/10)、(2)に要する経費は定額（1/2以内）とする。</p> <p>(略)</p>
--	--	--	---	--	--	--	--	-----------------------------	-------------------------	---	---	---	--

者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組、地域における共食の場を試験的に設けるための取組及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止又は縮小等している既存の共食の場を再開するための取組を行う。

(8) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

(9) 食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配布、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

(10) 課題解決に向けたシンポジウム等の開催

第4次食育推進基本計画及び食育推進計画に掲げら

学法人、学校法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人をいう。(2)において同じ。)及び法人格を有しない団体であって都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあつては当該都道府県を管轄する地方農政局長をいう。）と協議の上、特に認める団体（特認団体）。

(2) (略)

者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者等や食文化の継承者を招いた食育の取組及び地域における共食の場を試験的に設けるための取組を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、活動を休止又は縮小等している既存の共食の場を、適切な感染防止対策を講じた上で再開し、食育活動を行う。

(9) 環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上の取組

環境に配慮した農林水産物・食品への理解に関する意識調査、生産者・企業等と連携した啓発資料の作成・配付、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

(10) 食品ロスの削減に向けた取組

食品ロスの削減に向けた消費者等の意識調査、飲食店等と連携した啓発資料の作成・配付、地域住民等を対象としたセミナー等の開催を行う。

(新設)

人、公社及び独立行政法人をいう。)及び法人格を有しない団体であつて都道府県知事が地方農政局長等（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都道府県にあつては当該都道府県を管轄する地方農政局長をいう。）と協議の上、特に認める団体（特認団体）。

(2) (略)

とならないように
する。

(特認団
体)。

② 食文化の保護・
継承や日本型食生
活の実践のための
取組支援

郷土料理や行事
食等の地域食文化
の保護・継承や日
本型食生活の実践
に向け、こども食
堂、こども宅食等
子育て世代や若い
世代を中心とする
各世代に向けた調
理講習会や食育授
業等を開催。

なお、こども宅
食については、単
なる食料供給にな
らないよう、食材
や弁当と一緒に食
文化の保護・継承
や日本型食生活に
関するパンフレッ
トやチラシ等を同
封して配達する場
合も適用できるこ
ととする。

③ 農林漁業体験の
機会の提供

農林漁業者等の
指導の下、地域の
関係者と連携を図
りながら、農作業
等の体験の機会を
提供する。生産者
又は指導者による
本取組に関する講
話等の実施を併せ
て行う。

(2) 学校における食
育の取組

① 学校給食におけ
る地場産物等活用
の促進

学校給食におけ
る地場産物等の使
用割合を増やすた

めに、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

② 和食給食の普及
学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

③ 農林漁業体験の
機会の提供
農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者による本取組に関する講話等の実施を併せて行う。

<広域の取組>

(3) 食育の推進の指導・監督
以下の(4)及び(5)の間接交付事業者を選定するための事業の周知・公募を実施するとともに、事業実施者の審査・選定、交付金の交付、事業の進捗管理等を行う。

(4) 地域での食育の取組

① 共食の場における食育活動
地域における共食のニーズの把握、共食の場において食材を提供す

交付事業者（広域の取組の事業実施主体）にあつては、民間団体等。

間接交付事業者（広域の取組の間接交付事業者）にあつては、都道府県、市町村、民間団体等及び法人格を有しない団体であつて消費・安全局長が特に認める団体（特認団体）。

交付事業者が本要綱に基づいて行う事業に要する経費及び左欄に規定する事業実施主体（交付事業者を除く。）が本要綱に基づいて行う事業に要する経費を交付事業者が交付する経費のうち消費・安全局長が別に定める額とする。

事業費の定額（事業実施主体の1申請当たりの補助上限は2億円であつて、消費・安全局長が別に定める額）とする。

る地域の農林漁業者等とのマッチングの取組、地域の農林漁業者や食文化の継承者等を招いた食育の取組、及び地域における共食の場を設けるための取組を行う。

新型コロナウイルス感染症の影響によりこども食堂等が共食の場を開催できない場合、食材や弁当を個別に配達する場合も適用できることとする。

なお、共食の場を設ける際には、食や農林水産業への理解を深めるための活動となるよう、国産・地場産食材を中心に使用することとし、単なる食料供給の場とならないようにする。

② 食文化の保護・継承や日本型食生活の実践のための取組支援

郷土料理や行事食等の地域食文化の保護・継承や日本型食生活の実践に向け、こども食堂、こども宅食等子育て世代や若い世代を中心とする各世代に向けた調理講習会や食育授業等を開催する。

なお、こども宅食については、単なる食料供給にならないよう、食材や弁当と一緒に食文化の保護・継承

や日本型食生活に関するパンフレットやチラシ等を同封して配達する場合も適用できることとする。

③ 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者による本取組に関する講話等の実施を併せて行う。

(5) 学校における食育の取組

① 学校給食における地場産物等活用の促進

学校給食における地場産物等の使用割合を増やすために、生産者とのマッチング、地場産物等を使用した献立の開発、試食会の開催及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

② 和食給食の普及
学校等の施設給食での和食給食の普及に向けて、

献立の開発及び子供や学校関係者を対象とした食育授業を開催する。

③ 農林漁業体験の機会の提供

農林漁業者等の指導の下、地域の関係者と連携を図りながら、農作業

									<u>等の体験の機会を提供する。生産者又は指導者による本取組に関する講話等の実施を併せて行う。</u>			
--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

改正後			改正前		
別表2			別表2		
1 食料安全保障確立対策推進交付金			1 食料安全保障確立対策推進交付金		
目的及び目標	目標値	左の考え方	目的及び目標	目標値	左の考え方
I 農畜水産物の安全性の向上 1-1~3 (略)	(略)	(略)	I 農畜水産物の安全性の向上 1-1~3 (略)	(略)	(略)
<u>4 下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進</u>	<u>次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。</u> ・重金属等の有害成分の分析を外部分析機関に委託するサンプル件数 ・立入検査のサンプル収去等に係る研修を受講する延べ人数 ・肥料の安全性確保及び品質管理に係る指導・啓発を行う肥料生産事業者数	<u>下水汚泥資源等を用いた肥料に係る立入検査の収去品について、その含有する重金属等の有害成分の分析を外部分析機関に委託するサンプル件数につき具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</u> <u>立入検査のサンプル収去等に係る研修を受講する都道府県職員の延べ人数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</u> <u>肥料生産事業者の安全性確保及び品質管理に係る意識を向上させるため、肥料の安全性確保及び生産工程管理等の品質管理に係る指導・啓発を行う肥料生産事業者数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。</u>	(新設)	(新設)	(新設)
II (略)	(略)	(略)	II (略)	(略)	(略)
III 地域での食育の推進 1 地域での食育の推進	・別表1の1のIの <u>3</u> の(1)から <u>(3)</u> まで及び <u>(5)</u> から(10)までの事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。 ・食文化の継承度 ・栄養バランスに配慮した食生活の実践度 ・食育の推進に関わるボランティアの数 ・学校給食における地場産物等を使用する割合 ・地域で共食したいと思う人が共食する割合 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合	(略)	III 地域での食育の推進 1 地域での食育の推進	・別表1の1のIの <u>3-1</u> の(1)から <u>(4)</u> まで及び <u>(6)</u> から(10)までの事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び次の項目のうち一以上の項目につき目標値を設定する。 ・食文化の継承度 ・栄養バランスに配慮した食生活の実践度 ・食育の推進に関わるボランティアの数 ・学校給食における地場産物等を使用する割合 ・地域で共食したいと思う人が共食する割合 ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合	(略)

<p>(削る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ・別表1の1のIの<u>3</u>の<u>(4)</u>の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数 <p>(削る。)</p>	<p>(削る。)</p>
--------------	---	--------------

2 (略)

<p><u>2 地域での食育の推進</u> (令和4年度第2次補正予算事業分に限る。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ・別表1の1のIの<u>3-1</u>の<u>(5)</u>の事業メニューについては産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合及び農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数 ・別表1の1のIの<u>3-2</u>の<u>(3)</u>を除く全ての項目については、「産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす」を共通の目標として目標値を設定する。 ・上記項目以外の全ての事業メニューについては、次の項目のうち一以上の目標値を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地域等で共食したいと思う者が共食する割合 ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合 ・学校給食における地場産物等を使用する割合(金額ベース)を現状値(令和元年度)から維持・向上した割合 ・主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ食べている国民の割合 ・農林漁業体験を経験した者の増加の割合又は延べ人数 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県を通じた取組の事業実施主体が存する地域における共食の場における食育の推進、食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及促進、学校給食における地場産物等の活用促進、栄養バランスに配慮した食生活の実践、地場産物等への理解促進、及び我が国の農林水産業の理解促進のため、具体的な数値目標を定め、着実にその実施を図る。 ・広域の取組の事業実施者については、第4次食育推進計画で掲げられている目標達成のため、共食の場における食育の推進、食文化の保護・継承、日本型食生活等の普及促進、学校給食における地場産物等の活用促進、栄養バランスに配慮した食生活の実践、地場産物等への理解促進、及び我が国の農林水産業の理解促進のため、具体的な数値目標を定め、着実にその実施を図る。 ・食に関わる人々の様々な活動への理解促進の観点から、農林漁業体験を経験した者の増加割合又は延べ人数について具体的な目標値を定め、着実にその実施を図る。
---	--	--

2 (略)

改正後

改正前

別記様式第1号-1 (第6関係)

別記様式第1号-1 (第6関係)

年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金) 都道府県等事業実施計画書

年度 消費・安全対策交付金(食料安全保障確立対策推進交付金) 都道府県等事業実施計画書

都道府県名 (年 月作成)

都道府県名 (年 月作成)

目的	目標	目標設定の考え方 及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施 主体	対象区域 又は地区	交付金要望額 (うち地域提案メニュー)
I 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	(目標値)			
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	(目標値)	<地区推進事業>	地区	
		地区			
			小計		
	農薬の適正使用等の総合的な推進	(目標値)			
	海洋生物毒等の監視の推進	(目標値)			
下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進	(目標値)				
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	(目標値)	<地区推進事業>	地区	
		地区			
		地区			
			小計		
	養殖衛生管理体制の整備	(目標値)			
病害虫の防除の推進	(目標値)				
重要病害虫の特別防除等	(目標値)				

目的	目標	目標設定の考え方 及び目標値	事業内容及び交付金要望額		
			事業実施 主体	対象区域 又は地区	交付金要望額 (うち地域提案メニュー)
I 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	(目標値)			
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	(目標値)	<地区推進事業>	地区	
		地区			
			小計		
	農薬の適正使用等の総合的な推進	(目標値)			
	海洋生物毒等の監視の推進	(目標値)			
(新設)	(新設)				
II 伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止	家畜衛生の推進	(目標値)	<地区推進事業>	地区	
		地区			
		地区			
			小計		
	養殖衛生管理体制の整備	(目標値)			
病害虫の防除の推進	(目標値)				
重要病害虫の特別防除等	(目標値)				

	(削る。)	(削る。)			
Ⅲ 地域での食育の推進	地域での食育の推進	(目標値)			
合計					(円 円)

留意事項
都道府県等以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

	発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備	(目標値)			
Ⅲ 地域での食育の推進	地域での食育の推進	(目標値)			
合計					(円 円)

留意事項
都道府県等以外が事業実施主体となる場合は提出を省略できる。

別記様式第1号-4 (第6関係)

(略)

留意事項

1~3 (略)

目 標	事 項
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	①~④ (略)
安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	①・② (略)
農薬の適正使用等の総合的な推進 (埋設農薬の適切な処理の支援を行う場合)	①~⑧ (略)
海洋生物毒等の監視の推進	①~③ (略)
<u>下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進</u>	<u>①立入検査計画 (立入検査予定の事業場の名称、実施予定時期、収去予定件数等)</u> <u>②立入検査のサンプル収去等に係る研修の受講計画 (研修開催機関、受講予定時期、受講予定人数、研修内容等)</u> <u>③肥料の安全性確保及び品質管理に係る指導・啓発計画 (実施予定時期、実施予定回数、実施場所 (事業場において実施する場合は、対象となる事業場の名称及び住所)、参加予定肥料生産事業者数、指導・啓発内容等)</u>
地域での食育の推進	①・② (略) (削る。) ③波及効果 ④・⑤ (略)

4 (略)

5 本様式内に全ての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。

別記様式第1号-4 (第6関係)

(略)

留意事項

1~3 (略)

目 標	事 項
安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証	①~④ (略)
安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進	①・② (略)
農薬の適正使用等の総合的な推進 (埋設農薬の適切な処理の支援を行う場合)	①~⑧ (略)
海洋生物毒等の監視の推進	①~③ (略)
(新設)	(新設)
地域での食育の推進	①・② (略) <u>③具体的内容 (事業項目 (取組内容)、実施場所、実施時期・回数、対象者・人数、及び備考 (委託先、協力者等))</u> <u>④事業の目標 (達成すべき成果) 及び波及効果</u> <u>※ 監督・指導等の支援の事業実施計画書を提出する都道府県においては、事業の目標 (達成すべき成果) のみを記入。</u> ⑤・⑥ (略)

4 (略)

5 本様式内に全ての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。

<p>また、必要に応じ説明に必要な資料（例えば地図等）を添付する。</p> <p><u>6 地域での食育の推進については、事業実施主体が民間団体等の場合は、当該事業実施主体について、本様式のほか、(参考)経費積算資料、定款、交付対象経費に関する謝金・旅費・賃金の支払規程、役員名簿、民間団体等の概要及び直近3か年の決算書・事業報告書（申請前年度の事業報告書がない場合は、事業計画書又は経営計画書）を添付する。</u></p>	<p>また、必要に応じ説明に必要な資料（例えば地図等）を添付する。 <u>なお、地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合については、(参考)経費積算資料を添付する。</u></p> <p>(新設)</p>
--	---

(参考)

経費積算資料

事業実施主体名 _____

◎事業名：地域での食育の推進

(単位：円)

所要額 (交付金要望額 (A) + 事業実施主体負担額 (B))														積算根拠 (詳細) ※すべての 経費につい て、 <u>下枠に</u> 積算根拠を 記載。 ※謝金、旅 費、賃金に ついては、 積算の根拠 となる支払 規定、内規 等を添付し てくださ い。			
(A)													(B)		(A+B)		
経費内容	① 講師 謝金	② 講師 旅費	③ 賃金 (運営 補助を 伴う臨 時・非 常勤職 員に限 る))	④ 会場 借料	⑤ 機器 借料	⑥ 資料 印刷 費	⑦ 啓発資 料作 成・レ ンタル 費	⑧ 食材費 (教材 費、 調理体験 の教材、 展示、試 食用)	⑨ 普及 宣伝 費	⑩ 役務 費	⑪ 保険 料	⑫ 通信 運搬 費	⑬ 消耗 品費	⑭ ①～⑭ 以外の 交付対 象経費	事業実 施主体 負担額 + 事業実 施主体 負担額	交付金 要望額 + 事業実 施主体 負担額	
合計																	
	所要額 (A+B)			交付金要望 額 (A)			事業実施主体 負担額 (B)										

※1 経費積算資料の経費内容については、別記様式第1号-4に記載する事業メニューに係る経費を記入してください。
 ※2 (B) 事業実施主体負担額については、
 ・ 交付対象経費の場合は事業実施主体が負担する金額
 ・ 交付対象外経費
 を記入してください。

(参考)

経費積算資料

事業実施主体名 _____

◎事業名：地域での食育の推進 (都道府県域を越えた取組)

(単位：円)

交付対象経費 (国庫補助金+事業実施主体負担)														交付 対象 外 経 費 (事 業 実 施 主 体 負 担 額)	積算根拠 (詳細) ※すべての 経費につい て、積算根 拠を記載。 ※謝金、旅 費、賃金に ついては、 積算の根拠 となる支払 規定、内規 等を添付し てくださ い。	
経費内容	講師 謝金	講師 旅費	賃金 (運営 補助)	会議 借料	機器 借料	資料 印刷 費	啓発資 料作 成・レ ンタル 費	食材費 (教材 費、 調理体験 の教材、 展示、試 食用)	普及 宣伝 費	役務費	保険料	通信 運搬費	消耗 品費			
合計																
	事業に要する 経費			国庫補助金			事業実施主体 負担額									

※1 事業に使用する経費のうち、全額事業実施主体で負担する経費は「交付対象外経費 (事業実施主体負担額)」欄に計上してください。
 ※2 「交付対象外経費 (事業実施主体負担額)」については、「事業に要する経費」・「事業実施主体負担額」に加算しないでください。

別記様式第1号-7 (第6関係)

(略)

留意事項

1 本様式は、別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューのうち、(2)飼養衛生管理向上施設整備又は(3)農場の分割管理の導入に係る施設整備を実施する場合に、都道府県が当該農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況を確認の上、提出すること。ただし、(2)飼養衛生管理向上施設整備のうち野生動物侵入防止柵整備を実施する場合には、当該整備を実施する事業実施主体が豚飼養農場における施設整備計画を有する場合に限る。

2～6 (略)

別記様式第1号-7 (第6関係)

(略)

留意事項

1 本様式は、別表1の2の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる事業メニューのうち、(2)飼養衛生管理向上施設整備 を実施する事業実施主体が、豚飼養農場における施設整備計画を有する場合又は(3)農場の分割管理の導入に係る施設整備を実施する場合に、都道府県が当該農場に関する飼養衛生管理基準の遵守状況を確認の上、提出すること。

2～6 (略)

別記様式第2号-1 (第7関係)

〇〇年度 消費・安全対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第7の規定に基づき、交付金〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食料安全保障確立対策推進交付金		
II 食料安全保障確立対策整備交付金		
合 計		

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画 (又は実績)

(注) 1・2 (略)

3 環境負荷低減の取組については、関係書類として別添 (クロスコンプライアンスチェックシート) を添付すること。

III~V (略)

別記様式第2号-1 (第7関係)

〇〇年度 消費・安全対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第7の規定に基づき、交付金〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食料安全保障確立対策推進交付金		
II 食料安全保障確立対策整備交付金		
合 計		

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画 (又は実績)

(注) 1・2 (略)

(新設)

III~V (略)

(別添)

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥
①	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合(該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討

	申請時 (します)	(2) 適正な防除
②	<input type="checkbox"/>	※農産物等の調達を行う場合(該当しない□) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討(再掲)

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減
③	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
④	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと(照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等)を検討
⑤	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑥	<input type="checkbox"/>	※肥料・飼料等の製造を行う場合(該当しない□) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑦	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑧	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑨	<input type="checkbox"/>	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない□) 生物多様性に配慮した事業実施に努める
⑩	<input type="checkbox"/>	※特定事業場である場合(該当しない□) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑬	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑭	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合(該当しない□) 機械等の適切な整備と管理に努める
⑮	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

(注) 1 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の「申請時」のチェックは不要です。
2 「関係法令の遵守」については、以下の法律を遵守することを示す。

(新設)

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）
- ・環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）

別記様式第2号-2 (第7関係)

〇〇年度 消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進 (都道府県域を越えた取組)) 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第7の規定に基づき、交付金〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食料安全保障確立対策推進交付金		
合 計		

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画 (又は実績)

(注) 1・2 (略)

3 環境負荷低減の取組については、関係書類として別添 (クロスコンプライアンスチェックシート) を添付すること。

III・IV (略)

V 予算議決年月日 (又は予算議決予定年月日)

(注) 都道府県または市町村に限る。

別記様式第2号-2 (第7関係)

〇〇年度 消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進 (都道府県域を越えた取組)) 交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第7の規定に基づき、交付金〇〇〇円の交付を申請する。

区 分	交付金額	備 考
I 食料安全保障確立対策推進交付金		
合 計		

記

I 交付金の目的

II 交付金の内容及び計画 (又は実績)

(注) 1・2 (略)

(新設)

III・IV (略)

V 予算議決年月日 (又は予算議決予定年月日)

(別添)
 <都道府県域を越えた取組>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

	申請時 (します)	(1) エネルギーの節減
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討
	申請時 (します)	(2) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
④	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑤	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討
	申請時 (します)	(3) 環境関係法令の遵守等
⑥	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑦	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑧	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑨	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

(注) 「関係法令の遵守」については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）を遵守することを示す。

(新設)

(削る。)

別記様式第2号-3 (第7関係)

番 号
年 月 日

〇〇年度 消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進 (広域の取組)) 交付申請書

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年度において、別添事業実施計画のとおり事業を実施したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第7の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
2 関係書類として別紙並びに別添1及び2を添付すること。
3 間接交付事業者に対する間接交付金の交付に先立ち、間接交付事業者に対する間接交付金の交付に際し付す条件の内容を記載した〇〇年度消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進 (広域の取組)) 実施規程を添付すること。
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
6 事業実施結果に係る報告書として本様式の別紙を用いる場合には、件名を「〇〇年度消費・安全対策交付金 (地域での食育の推進 (広域の取組)) 実施結果の報告について」とし、別添1の総括表及び別添2の経費内訳書には、実績を記載すること。

(削る。)

(別紙)

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））実施計画

事業担当者名及び連絡先	<u>団体名</u>			
	<u>氏名（ふりがな）</u>			
	<u>所属（部署名等）</u>			
	<u>役職</u>			
	<u>所在地</u>			
	<u>電話番号</u>		<u>FAX</u>	
<u>E-mail</u>				
経理担当者名及び連絡先	<u>氏名（ふりがな）</u>			
	<u>所属（部署名等）</u>			
	<u>役職</u>			
	<u>電話番号</u>		<u>FAX</u>	
	<u>E-mail</u>			

1 事業の目的

(事業の背景となる社会ニーズ及びその析等を踏まえ、事業の目的を記載してください。)

2 事業内容・実施方法

(第2の①～⑥に掲げている第4次食育推進基本計画の目標への取組内容や事業の実施方法を具体的に記載してください。)

3 実施体制

(事業実施体制を図示してください。また、連携又は委託を行う団体がある場合には、その名称、概要及び事務処理体系についても記載してください。)

4 事業実施スケジュール

(事業のスケジュールについて、具体的な内容が分かるように記載してください。)

5 得られる成果

(事業の取組により得られる第2の①～⑥に掲げられている第4次食育推進基本計画の目標に対する成果について記載してください。)

6 事業成果・効果の検証方法

(削る。)

別添1 総括表

区 分	補助事業に要 する経費 (A)+(B)	負担区分		事業の委託	備 考
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)		
1 食料安全 保障確立対 策推進交付 金	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内 容及び当該事業に要 する経費	

(注) 1 区分の欄には、要綱の別表1の区分欄に該当する項目を記載すること。

2 経費内訳書(別添2)を添付してください。

3 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

免税事業者

簡易課税制度の適用を受ける者

地方公共団体の一般会計

地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人(公共法人、公益法人等)又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

(削る。)

別添2 経費内訳書

区 分	補助事業に要 する経費 (A)+(B)	負担区分		経費の根拠
		国庫補助金 (A)	事業実施主体 (B)	
1 食料安全保障 確立対策推進交 付金	円	円	円	(1)委託先 (2)委託する事業の内容及 び当該事業に要する経費
合 計				

- (注) 1 区分の欄には、要綱の別表1の区分欄に該当する項目を記載すること。
2 経費の根拠欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、人数等）を詳細に記載すること。
3 経費の支出に関する規程（謝金、旅費及び賃金の単価等が分かるもの）等を添付してください。
4 補助金の交付決定前に発生した経費は、自己負担になります。

(削る。)

別記様式第3号(第7第3項関係)

〇〇年度 消費・安全対策交付金(地域での食育の推進(広域の取組))に係る
審査結果の報告について

番 号
年 月 日

消費・安全局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

消費・安全対策交付金交付等要綱第7第3項の規定に基づき、別添のとおり報告する。

(注) 関係書類として、別紙を添付すること

(削る。)

(別紙)

消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））

<u>間接交付事業者名</u>	<u>消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組）） の事業実施計画の概要</u>

(注) 間接交付事業者から提出された事業実施計画を添付すること。

(削る。)

別記様式第4号(第12、第28関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

((間接)事業実施主体) 殿

所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

(注1) 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

(注2) 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

(注3) 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

(注4) 間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めているときは、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

別記様式第3号（第12関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金事業変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第2号-1の記のIからVに準ずるものとする。
この場合において、同様式中「交付金の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。

別記様式第5号（第13関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金事業変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第13の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第2号-1の記のIからVに準ずるものとする。
この場合において、同様式中「交付金の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更（中止又は廃止）前を括弧書で上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては省略する。
- 2 添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があつた場合についてのみ添付すること。

別記様式第3号（第12関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
事業変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第12の規定に基づき申請する。

記

（削る。）

別記様式第5号（第13関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
事業変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第13の規定に基づき申請する。

記

（注）関係書類として、〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））実施規程を添付すること。

(削る。)

別記様式第5号(第13関係)「地域での食育の推進(広域の取組)の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金(地域での食育の推進(広域の取組))
事業変更(中止又は廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更(中止又は廃止)したいので、消費・安全対策交付金交付等要綱第13の規定に基づき申請する。

記

(注) 関係書類として、〇〇年度消費・安全対策交付金(地域での食育の推進(広域の取組))実施規程を添付すること。

別記様式第4号（第14関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金事業遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、消費・安全対策交付金交付等要綱第14の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 事業の遂行状況

区分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安全保障確立 対策推進 交付金	消費・安全対策 交付金交付等要 綱の別表1の目 的及び目標の欄 に掲げる事業を 記載する	円	円	%	円		
2 食料安全保障確立 対策整備 交付金	同上						

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第6号（第15関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金事業遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があつた事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）ため、消費・安全対策交付金交付等要綱第15の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となつた）理由
- 2 事業の遂行状況

区分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備考
			〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安全保障確立 対策推進 交付金	消費・安全対策 交付金交付等要 綱の別表1の目 的及び目標の欄 に掲げる事業を 記載する	円	円	%	円		
2 食料安全保障確立 対策整備 交付金	同上						

- (注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第4号（第14関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
事業遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、消費・安全対策交付金交付等要綱第14の規定に基づき届け出ます。

記

1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業の遂行状況

区 分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	消費・安全対策 交付金交付等要 綱の別表1の目 的及び目標の欄 に掲げる事業を 記載する	円	円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第6号（第15関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
事業遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、消費・安全対策交付金交付等要綱第15の規定に基づき届け出ます。

記

1 事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由

2 事業の遂行状況

区 分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	消費・安全対策 交付金交付等要 綱の別表1の目 的及び目標の欄 に掲げる事業を 記載する	円	円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

(削る。)

別記様式第6号(第15関係)「地域での食育の推進(広域の取組)の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金(地域での食育の推進(広域の取組))事業遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記の理由により(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)ため、消費・安全対策交付金交付等要綱第15の規定に基づき届け出ます。

記

1 事業が(予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった)理由

2 事業の遂行状況

区 分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	消費・安全対策 交付金交付等要 綱の別表1の目 的及び目標の欄 に掲げる事業を 記載する	円	円	%	円		

(注) 1 括弧内は、該当するものを記載すること。

2 事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第5号（第15関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あっては北海道農政事務局長〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第15第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年11月30日 現在

区 分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安 全保障 確立対 策推進 交付金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		
2 食料安 全保障 確立対 策整備 交付金	同上						

(注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第7号（第16関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あっては北海道農政事務局長〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年11月30日 現在

区 分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安 全保障 確立対 策推進 交付金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		
2 食料安 全保障 確立対 策整備 交付金	同上						

(注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額(事業に要した支払金額)を記載すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第5号（第15関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第15第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年11月30日 現在

区 分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安 全保障 確立対 策推進 交付金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第16関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年11月30日 現在

区 分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			11月30日までに完了したもの		12月1日以降に実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安 全保障 確立対 策推進 交付金	消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載する	円	円	%	円		

- (注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額(事業に要した支払金額)を記載すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(削る。)

別記様式第7号(第16関係)「地域での食育の推進(広域の取組)の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金(地域での食育の推進(広域の取組))
事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年11月30日 現在

区 分	目的及び目標	総事業費	事業の遂行状況				備 考
			11月30日までに 完了したもの		12月1日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
1 食料安 全保障 確立対 策推進 交付金	消費・安全対 策交付金交付 等要綱の別表 1の目的及び 目標の欄に掲 げる事業を記 載する	円	円	%	円		

(注) 1 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額(事業に要した支払金額)を記載すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第16関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あっては北海道農政事務所長
官署支出官 〇〇 殿
(第16に定める官署支出官名を記入) 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて消費・安全対策交付金交付等要綱第15第1項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目標	総 事 業 費	(A) 交 付 金 額	交付金 中〇割 相当額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 高		事業完了 予定 年月日	備考	
					金額	出来高	11月 30日 現在の 出来高	金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額			〇月〇 日まで の予定 出来高
1 食料安全保障確立 対策推進 交付金	消費・安全 対策交付金 交付等要綱 の別表1の 目的及び目 標の欄に掲 げる事業を 記載する	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
2 食料安全保障確立 対策整備 交付金	同上												

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 下線部は、消費・安全対策交付金交付等要綱第15第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第8号（第17関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金の概算払請求書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あっては北海道農政事務所長
官署支出官 〇〇 殿
(第17に定める官署支出官名を記入) 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

また、併せて消費・安全対策交付金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目標	総 事 業 費	(A) 交 付 金 額	交付金 中〇割 相当額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 高		事業完了 予定 年月日	備考	
					金額	出来高	11月 30日 現在の 出来高	金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額			〇月〇 日まで の予定 出来高
1 食料安全保障確立 対策推進 交付金	消費・安全 対策交付金 交付等要綱 の別表1の 目的及び目 標の欄に掲 げる事業を 記載する	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
2 食料安全保障確立 対策整備 交付金	同上												

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 下線部は、消費・安全対策交付金交付等要綱第16第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第6号（第16関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））の概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて消費・安全対策交付金交付等要綱第15第1項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目標	総 事 業 費	(A) 交 付 金 額	交付金 中〇割 相当額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 高		事業完了 予定 年月日	備考
					金額	出来高	金額	〇月〇日現在の 出来高	金額	〇月〇日までの 出来高		
1 食料安全保障確立 対策推進 交付金	消費・安全 対策交付金 交付等要綱 の別表1の 目的及び目 標の欄に掲 げる事業を 記載する	円	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 下線部は、消費・安全対策交付金交付等要綱第15第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号（第17関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））の概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて消費・安全対策交付金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目標	総 事 業 費	(A) 交 付 金 額	交付金 中〇割 相当額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 高		事業完了 予定 年月日	備考
					金額	出来高	金額	〇月〇日現在の 出来高	金額	〇月〇日までの 出来高		
1 食料安全保障確立 対策推進 交付金	消費・安全 対策交付金 交付等要綱 の別表1の 目的及び目 標の欄に掲 げる事業を 記載する	円	円	円	円	%	円	%	円	%		

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
4 下線部は、消費・安全対策交付金交付等要綱第16第1項のただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(削る。)

別記様式第8号(第17関係)「地域での食育の推進(広域の取組)の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金(地域での食育の推進(広域の取組))の
概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、金〇〇
円を概算払によって交付されたく請求する。
また、併せて消費・安全対策交付金交付等要綱第16第1項の規定に基づき、〇年〇月〇日現在における
遂行状況を下記のとおり報告する。

記

〇〇年〇〇月〇〇日

区 分	目的及び目 標	総 事 業 費	(A) 交 付 金 額	交付金 中〇割 相当額	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残 高		事業完 了予定 年月日	備考	
					金額	出来高	11月 30日 現在の 出来高	金額	〇月〇 日現在 の予定 出来高	金額			〇月〇 日まで の予定 出来高
1 食料安全 保障確立 対策推進 交付金	消費・安全 対策交付金 交付等要綱 の別表1の 目的及び目 標の欄に掲 げる事業を 記載する	円	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 事業により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
 2 事業の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分
 については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定
 に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 4 下線部は、消費・安全対策交付金交付等要綱第16第1項のただし書による場合のみ記載するこ
 ととし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
 5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載
 することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第17第1項関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあっては
北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第1項の規定により、その実績を報告する。
(なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。)

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第2号-1の記のIからVに準ずるものとする。
2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあつては、備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しを添付すること。また、このほか国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
5 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第9号（第18第1項関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市にあっては
北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金交付等要綱第18第1項の規定により、その実績を報告する。
(なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。)

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第2号-1の記のIからVに準ずるものとする。
2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあつては、備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は交付金調書の写しを添付すること。また、このほか国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
5 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。

別記様式第7号（第17第1項関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第1項の規定により、その実績を報告する。
（なお、併せて未受領額〇〇〇〇円の交付を申請する。）

記

1～6 （略）

別記様式第9号（第18第1項関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金交付等要綱第18第1項の規定により、その実績を報告する。
（なお、併せて未受領額〇〇〇〇円の交付を申請する。）

記

1～6 （略）

(削る。)

別記様式第9号(第18第1項関係)「地域での食育の推進(広域の取組)の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金(地域での食育の推進(広域の取組))
事業実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、消費・安全対策交付金交付等要綱第18第1項の規定により、その実績を報告する。(なお、併せて未受領額〇〇〇〇円の交付を申請する。)

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び実績

3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した経費 (A) + (B) 円	負担区分		備 考
		国庫交付金 (A) 円	その他 (B) 円	
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
〇〇〇〇				
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日

5 収支精算
(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 国庫交付金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

6 添付書類

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第2号-2に準ずるものとする。
 2 括弧内は、実績報告と同時に交付金の交付を請求する場合に記載すること。
 3 間接交付事業者に対し間接交付金を交付している場合にあっては、備考欄に、間接交付金の交付を完了した年月日を記載すること。
 4 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費毎の内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しを添付すること。また、このほか国が支払経費の確認のために求める場合は、確認のための資料（契約書、請求書、領収書等の写し）を添付すること。
 5 交付申請書又は変更承認申請書に添付したものに変更があったものについては、必要書類を添付すること。
 6 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号（第17第2項関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あっては北海道農政事務所長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に 要する経費 (A)	国庫交付金	(A) のうち 年度内支出 済額	概算払 受入済額	(A) のうち未 支出額	翌年度 繰越額	
1 食料安全保障確立対策推進交付金 翌年度繰越分 年度内完了分	円	円	円	円	円	円	
2 食料安全保障確立対策整備交付金 翌年度繰越分 年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第10号（第18第2項関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あっては北海道農政事務所長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に 要する経費 (A)	国庫交付金	(A) のうち 年度内支出 済額	概算払 受入済額	(A) のうち未 支出額	翌年度 繰越額	
1 食料安全保障確立対策推進交付金 翌年度繰越分 年度内完了分	円	円	円	円	円	円	
2 食料安全保障確立対策整備交付金 翌年度繰越分 年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。

別記様式第8号（第17第2項関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に要 する経費 (A)	国庫交付金	(A) のう ち年度内支 出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出額	翌年度 繰越額	
1 食料安全保障確立対策推 進交付金	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分							
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第10号（第18第2項関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に要 する経費 (A)	国庫交付金	(A) のう ち年度内支 出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出額	翌年度 繰越額	
1 食料安全保障確立対策推 進交付金	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分							
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

(削る。)

別記様式第10号（第18第2関係）「地域での食育の推進（広域の取組）の場合」

〇〇年度消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））
年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定の通知があった事業について、消費・安全対策交付金交付等要綱第18第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	交付事業に要 する経費 (A)	国庫交付金	(A) のう ち年度内支 出済額	概算払 受入済額	(A) のう ち未支出額	翌年度 繰越額	
1 食料安全保障確立対策 推進交付金	円	円	円	円	円	円	
翌年度繰越分							
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に交付事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、交付金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る交付事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第17第4項関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があつた消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～6 （略）

別記様式第11号（第18第4項関係）「都道府県等の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長
北海道、北海道の区域内の政令指定都市に
あつては北海道農政事務局長 〕

地方公共団体の長 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があつた消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金交付等要綱第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～6 （略）

別記様式第9号（第17第4項関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があった消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～6 （略）

別記様式第11号（第18第4項関係）「地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（都道府県域を越えた取組））
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があった消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金交付等要綱第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1～6 （略）

(削る。)

別記様式第11号（第18第4関係）「地域での食育の推進（広域の取組）の場合」

〇〇年度 消費・安全対策交付金（地域での食育の推進（広域の取組））
消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
名 称
代表者の役職及び氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により交付決定の通知があった消費・安全対策交付金について、消費・安全対策交付金交付等要綱第18第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 (〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3－2）	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(交付事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合員等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 消費税確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）
(2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
(3) 3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
(4) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 免税事業者の場合は、交付事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は、所得税）確定申告書の写し（税務署の受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

(2) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、交付事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の受付済のもの）

(3) 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(注) 1 事業実施主体及び間接補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第11号 (第25関係)

年度

農林水産省所管

消費・安全対策交付金調書

国			都道府県等名又は都道府県域を越えた取組の事業実施主体名										備考
			歳入			歳出							
交付金事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 「交付金事業名」欄には、消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載するほか、当該交付金に要する経費の配分を記載すること。
- 2 「科目」の欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に記載した経費に対応する都道府県等の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事務に係る都道府県等の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第13号 (第26関係)

年度

農林水産省所管

消費・安全対策交付金調書

国			都道府県等名、都道府県域を越えた取組又は広域の取組の事業実施主体名										備考
			歳入			歳出							
交付金事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫交付金相当額	支出済額	うち国庫交付金相当額	翌年度繰越額	うち国庫交付金相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 「交付金事業名」欄には、消費・安全対策交付金交付等要綱の別表1の目的及び目標の欄に掲げる事業を記載するほか、当該交付金に要する経費の配分を記載すること。
- 2 「科目」の欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「交付金事業名」欄に記載した経費に対応する都道府県等の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 3 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 4 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5 交付金事務に係る都道府県等の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付金事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

別記様式第12号（第26関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

（（間接）事業実施主体） 殿

所在地
商号又は名称
代表者

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みにあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。
また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1） 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2） 農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3） 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

（注4） 間接交付事業者に対する申立ての場合であつて、交付事業者である地方公共団体が本様式と同趣旨の申立書を徴することを求めているときは、本様式を改変して当該申立書と一体のものとして徴することができる。

（新設）

別記様式第13号-1 (第27第1項関係)

(略)

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第13号-4を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第13号-4に基づきそれぞれ記入する。
- 3・4 (略)

別記様式第14号-1 (第29第1項関係)

(略)

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第14号-4を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第14号-4に基づきそれぞれ記入する。
- 3・4 (略)

別記様式第13号-2 (第27第1項関係)

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名： (所在地： 県 市)

区 分		目標値及び実績				事業実績		備 考
目的	目 標	目標値	実 績	達成度	評 価	所要額実績 (円)	交付金相当額 (円)	
Ⅲ	事業メニュー	-----						

総 計・総合評価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第13号-4を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第13号-4に基づきそれぞれ記入する。
- 3 (略)

別記様式第14号-2 (第29第1項関係)

消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）の成果及び評価報告書（ 年度）

事業実施主体名： (所在地： 県 市)

区 分		目標値及び実績				事業実績		備 考
目的	目 標	目標値	実 績	達成度	評 価	所要額実績 (円)	交付金相当額 (円)	
Ⅲ		-----						

総 計・総合評価							()	

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第14号-4を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第14号-4に基づきそれぞれ記入する。
- 3 (略)

別記様式第13号-3 (第27第1項関係)

(略)

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第13号-5を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第13号-5に基づきそれぞれ記入する。

別記様式第14号-3 (第29第1項関係)

(略)

留意事項

- 1 事業実施主体は、必ず別記様式第14号-5を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値」及び「所要額」のそれぞれの欄は、別記様式第14号-5に基づきそれぞれ記入する。

別記様式第13号-4 (第27第1項関係)

目標						
事業実施期間	年度	都道府県等名 <u>又は都道府県域を越えた取組</u> の事業実施主体名				
事業の実施方法						
目標値						
項	目	現状	目標値	実績	達成度	評価
<地区推進事業>						
事業内容及び実績額						
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)		

別記様式第14号-4 (第29第1項関係)

目標						
事業実施期間	年度	都道府県等名、 <u>都道府県域を越えた取組又は広域の取組</u> の事業実施主体名				
事業の実施方法						
目標値						
項	目	現状	目標値	実績	達成度	評価
<地区推進事業>						
事業内容及び実績額						
事業内容	規格・規模等	所要額実績 (円)	左の交付金相当額 (円)	交付率 (%)		

事業の成果	
都道府県等 <u>又は都道府県域を越えた取組</u> の事業実施主体による評価の概要	
第三者の主なコメント	国による評価の概要

事業の成果	
都道府県等、 <u>都道府県域を越えた取組又は広域の取組</u> の事業実施主体による評価の概要	
第三者の主なコメント	国による評価の概要

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。
 なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
 (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
 ただし、特別交付型交付金にあっては、「達成」又は「未達成」と記入する。
 (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
 A……達成度80%以上
 B……達成度50%以上80%未満
 C……達成度50%未満
 (削る。)
 また、特別交付型交付金にあっては、「適正」又は「不適正」と記入する。
- 3 事業内容及び実績額について
 (1)～(4) (略)

安全性向上措置の 検証・普及のうち 農産物・加工食品 の安全性向上措置 の検証	ア～エ (略)
安全性向上措置の 検証・普及のうち 農業生産における リスク管理措置の 導入・普及推進	ア～オ (略)
農薬の適正使用等 の総合的な推進	ア～ヌ (略)
海洋生物毒等の監 視の推進	ア～エ (略) オ リスク管理体制の整備又は当該管理体制の見直しを目的とした専門家を招いた協議会の開催、打合せの実施、実技研修への参加等の状況 ・開催時期、出席者、内容、回数等
下水汚泥資源等を 用いた肥料の安全 性確保の推進	ア 立入検査の実施状況及び重金属等の有害成分の分析状況 ・立入検査を実施した事業場の名称、実施日時（収去日時）、収去件数、収去銘柄等 ・分析実施機関、分析結果、公定規格に適合しない肥料の有無等 イ 立入検査のサンプル収去等に係る研修の受講状況 ・研修開催機関、受講日時、開催場所、受講人数（同一の者が複数回受講した場合は延べ人数）、研修内容等 ウ 肥料の安全性確保及び品質管理に係る指導・啓発の実施状況

留意事項

- 1 本様式は、事業実施計画を策定した目標ごとに作成するものとし、当該年度分のみを記入する。
- 2 目標値の欄の「項目」、「現状」及び「目標値」は、原則として事業実施計画書の内容に対応させる。
 なお、「実績」、「達成度」及び「評価」は、以下のとおりとする。
 (1) 「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。
 (2) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率（小数点第1位は切り捨て）を記入する。
 ただし、特別交付型交付金にあっては、「達成」又は「未達成」と記入する。
 (3) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
 A……達成度80%以上
 B……達成度50%以上80%未満
 C……達成度50%未満
ただし、地域での食育の推進については以下のとおりとする。
A……達成度100%以上
B……達成度80%以上100%未満
C……達成度80%未満
 また、特別交付型交付金にあっては、「適正」又は「不適正」と記入する。
- 3 事業内容及び実績額について
 (1)～(4) (略)

安全性向上措置の 検証・普及のうち 農産物・加工食品 の安全性向上措置 の検証	ア～エ (略)
安全性向上措置の 検証・普及のうち 農業生産における リスク管理措置の 導入・普及推進	ア～オ (略)
農薬の適正使用等 の総合的な推進	ア～ヌ (略)
海洋生物毒等の監 視の推進	ア～エ (略) オ リスク管理体制整備のための協議会の開催状況 ・協議会の出席者、内容、回数等
(新設)	(新設)

	<u>・実施日時、実施回数、実施場所（事業場において実施した場合は、対象となった事業場の名称及び住所）、肥料生産事業者数、指導・啓発内容等</u>
家畜衛生の推進	ア・イ（略）
養殖衛生管理体制の整備	ア～エ（略）
病虫害の防除の推進	ア～サ（略）
重要病虫害の特別防除等	事業計画で設定した目標について、該当する以下の内容を記載すること。 ア～エ（略）
(削る。)	(削る。)
地域での食育の推進	<u>事業計画で設定した取組の実施状況について、以下の内容を記載すること。</u> ア 事業メニュー イ 取組内容 ウ 実施場所 エ 実施時期・回数 オ 参加した対象者・数

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。
4～6（略）

家畜衛生の推進	ア・イ（略）
養殖衛生管理体制の整備	ア～エ（略）
病虫害の防除の推進	ア～サ（略）
重要病虫害の特別防除等	事業計画で設定した目標について、該当する以下の内容を記載すること。 ア～エ（略）
<u>発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備</u>	<u>ア 本事業により導入した発生予察事業又は侵入調査事業に使用されるスマート害虫モニタリングシステム等の機器の種類（商品名、型式、メーカー等）と台数</u> <u>イ 本事業により導入した発生予察事業又は侵入調査事業に使用されるとともに、両事業以外でも使用が見込まれる病虫害の調査用ドローン等の機器の種類（商品名、型式、メーカー等）と台数</u> ウ アに記載の機器の整備に係り、本事業で実施した実証の結果 エ ア及びイに記載の機器の導入効果
地域での食育の推進	<u>1 事業計画で設定した目標について、該当する以下の数値を記載すること。</u> ア 食文化の継承度 <u>（ア）地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法などを継承している者の割合</u> <u>（イ）郷土料理や伝統料理を月1回以上食べている者の割合</u> イ 栄養バランスに配慮した食生活の実践度 <u>（ア）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている者の割合</u> <u>（イ）主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代（20～30歳代）の割合</u> ウ 食育の推進に関わるボランティアの数 エ 学校給食における地場産物等を使用する割合 オ 地域等で共食したいと思う人が共食する割合 カ 食品ロス削減のために何らかの行動をしている者の割合 キ 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ク 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ者の割合 ケ 農林漁業体験を経験した者の増加割合または延べ人数 <u>2 取組事項（取組内容）、実施場所、実施時期・回数、対象者・数</u>

また、目標値の達成度が極端に低い（概ね5割程度以下）の場合には、その理由も明確に記入する。
4～6（略）

別記様式第13号-5 (第27第1項関係)

(略)

別記様式第14号-5 (第29第1項関係)

(略)

別記様式第14号-1 (第27第4項関係)

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等成果及び評価報告書
 (年 月作成)
 都道府県等名：

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メ ニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施 主体	目標値	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証								
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進								
	農薬の適正使用等の総合的な推進								
	海洋生物毒等の監視の推進								
	下水汚泥資源等を用いた肥料の安全性確保の推進								
II 伝染性 疾病・ 病害虫 の発生 予防・ まん延 防止	家畜衛生の推進								
	養殖衛生管理体制の整備								
	病害虫の防除の推進								
	重要病害虫の特別防除等 (削る。)								
総 計・総合達成度									

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第13号-1及び別記様式第13号-4を添付すること。
- 2 「目標値」、「事業実施主体ごとの達成度」及び「交付金相当額」のそれぞれの欄は、別記様式第13号-1に基づきそれぞれ記入する。
- 3 (略)

別記様式第15号-1 (第29第4項関係)

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等成果及び評価報告書
 (年 月作成)
 都道府県等名：

目的	目標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円) (うち地域提案メ ニュー)	備考
		目標値	実績	達成度	事業実施 主体	目標 値	達成度		
I 農畜水産物の安全性の向上	安全性向上措置の検証・普及のうち農産物・加工食品の安全性向上措置の検証								
	安全性向上措置の検証・普及のうち農業生産におけるリスク管理措置の導入・普及推進								
	農薬の適正使用等の総合的な推進								
	海洋生物毒等の監視の推進 (新設)								
	II 伝染性 疾病・ 病害虫 の発生 予防・ まん延 防止	家畜衛生の推進							
II 伝染性 疾病・ 病害虫 の発生 予防・ まん延 防止	養殖衛生管理体制の整備								
	病害虫の防除の推進								
	重要病害虫の特別防除等 発生予察及び侵入調査の強化に資する機器の整備								
総 計・総合達成度									

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第14号-1及び別記様式第14号-4を添付すること。
- 2 「目標値」、「事業実施主体ごとの達成度」及び「交付金相当額」のそれぞれの欄は、別記様式第14号-1に基づきそれぞれ記入する。
- 3 (略)

別記様式第14号-2 (第27第4項及び第5項関係)

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等成果及び評価報告書
 (年 月作成)

(削る。)

(削る。)

都道府県等名又は都道府県域を越えた取組の事業実施主体名

区 分				目標値及び実績				事業実績		備考	
目的	目標	事業実施 主体名	事業メニ ュー	目標値	実績	達成度	評価	所要額 実績 (円)	交付金 相当額 (円)		
Ⅲ地 域で の食 育の 推 進	地 域 で の 食 育 の 推 進										
		事業実施主体 計・評価									
		事業実施主体 計・評価									
総 計・達成度											

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第13号-2及び別記様式第13号-4を添付すること。
- 2 「区分」、「目標値及び実績」及び「事業実績」のそれぞれの欄は、別記様式第13号-2に基づきそれぞれ記入する。

別記様式第15号-2 (第29第4項、5項、6項関係)

年度 消費・安全対策交付金（食料安全保障確立対策推進交付金）都道府県等成果及び評価報告書
 (年 月作成)

都道府県等名、都道府県域を越えた取組又は広域の取組の事業実施主体名

目的	目 標	目標値及び実績			事業実施主体ごとの達成度			交付金相当額 (円)	備考
		目標 値	実 績	達成度	事業実施 主体	目標	達成度		
Ⅲ地域での 食育の推 進	地域での食 育の推進								
総 計・総合達成度									

留意事項

- 1 本様式は、都道府県等が記入するとともに、別記様式第14号-2及び別記様式第14号-4を添付すること。
- 2 「目標値」、「事業実施主体ごとの達成度」及び「交付金相当額」のそれぞれの欄は、別記様式第14号-2に基づきそれぞれ記入する。

(新設)

(新設)

別記様式第14号-3 (第27第4項関係)

(略)

留意事項

本様式は、都道府県等が記入するとともに、[別記様式第13号-3](#)及び[別記様式第13号-5](#)を添付すること。

別記様式第15号-3 (第29第4項関係)

(略)

留意事項

本様式は、都道府県等が記入するとともに、[別記様式第14号-3](#)及び[別記様式第14号-5](#)を添付すること。

附 則

- 1 この通知による改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の消費・安全対策交付金交付等要綱に基づき実施したメニューについては、なお従前の例による。